

面会規定

1. 面会の在り方

面会は療養中の患者の精神的安定をもたらす、家族との交流の中で病気への闘病意欲や安心を与えるものである。しかし入院中の患者は免疫力が低下し、易感染状態の場合も多く無制限の面会では、感染の拡大や患者の安静が保てない事でおこる弊害、認知症患者においては面会の為に精神的不安定を引き起こす場合もある。療養上の安定と防疫・防犯上の問題、患者の権利を制限してしまう可能性などを考慮し、規定に沿った面会を実施する必要がある。

2. 目的

患者の安寧と安全を守るため、面会者の取り扱いを定めることを目的とする。

3. 面会について

面会について下記を基本規定とする

* 患者の病状や感染症の流行状況により面会制限となる場合がある。

- 1) 面会者 患者家族・親族・その他特別に面会の必要がある人
(院長の許可があるもの)
- 2) 人数 多人数での面会は控える (1回の面会につき2人まで)
未就学児は許可が必要
- 3) 時間 長時間は控える (15分程度)
- 4) 面会時間 14時～16時まで (休日を含む毎日)
- 5) 面会場所 病室・デイルーム
- 6) 面会者の守るべき事項
 - (1) 面会は務めて静かに行い、他の患者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (2) 治療のためは飲食物は持ってこない事が原則だが医師の許可がある場合その都度看護師に申しでること。
 - (3) 手指衛生、マスク着用を行うこと。
 - (4) 面会中 飲食は禁止とする。
 - (5) 大部屋の場合 面会時カーテンを閉めること。
 - (6) 体調不良や感染症に罹患している場合は回復するまで面会不可とする。
- 7) 面会の方法
 - (1) 受付で面会記入用紙に名前と関係を記入する。
 - (2) 面会カードを首にかけ、病棟へ上がる。
 - (3) 面会前に病棟看護師に声を掛け、確認後面会する。
- 8) 面会制限について
患者様の体調・治療・感染の状況で面会を制限する場合がある。
原則5類感染症は面会制限しない。
発熱・咳・発疹など感染が疑われる症状がある方の面会をご遠慮いただく。
*感染の状況に応じて 病棟全体を面会禁止とするか 対象や人数・時間など

面会制限にするかは 感染防止委員会での決定に従う。